

豊川市制施行80周年記念ロゴ等 デザインマニュアル

1 はじめに

豊川市は、令和5年6月1日に市制施行80周年を迎えます。これを記念して、市民や関係機関、各種団体、企業の皆様と一緒に令和5年1月から令和6年3月まで、さまざまな記念事業を実施します。

市民の皆様に親しみを持っていただけるよう募集したキャッチフレーズを効果的に使用し、記念事業を盛り上げるため、記念ロゴを作成しました。

記念キャッチフレーズ、記念ロゴを使用の際は、本マニュアルに沿って使用してください。



- 記念キャッチフレーズ「もっと、ずっと、豊川。」は、豊川市の将来を担う中学生の応募によるものです。このキャッチフレーズには「もっと市民に愛されるまち、ずっと続くまち、市民に人気があって100年も続くまちになるように」という願いが込められています。
- 記念ロゴマーク背景の丸いデザインには、3つのイメージを重ねています。
 - ・豊川（とよがわ）の豊かな「川」の流れ
 - ・心豊かで優しさに満ちた豊川市民の姿
 - ・終わりなく続く豊川市の繁栄

2 記念事業の標記と記念キャッチフレーズ

豊川市制施行80周年記念事業として認定した事業は、「豊川市制施行80周年記念事業」の標記と記念キャッチフレーズを使用できます。使用にあたって、申請は不要ですが、次の基準を守って使用してください。

- ア 原則として、事業名の前に記念事業を標記し、事業名の間に空白1マス入れてください。
- イ 原則として、記念事業の標記に併せて、記念ロゴを使用してください。
- ウ 原則として、「豊川市制施行80周年記念事業」は省略できません。ただし、紙面の都合等で省略しなければならない場合、「市制施行80周年記念事業」、又は「80周年記念事業」としてください。
- エ 記念事業の標記や記念キャッチフレーズはひとまとまりとして使用し、文字や記号等を追加・削除することはできません。
- オ 記念事業の標記や記念キャッチフレーズのフォント・文字の大きさはすべて同じものとしてください。ただし、事業名と同じにする必要はありません。
- カ 記念事業の標記や記念キャッチフレーズは縦書き・横書きのどちらでも使用できます。
- キ 記念事業の標記や記念キャッチフレーズは令和6年3月末まで使用できます。
- ク 記念事業の標記や記念キャッチフレーズの一部のみを強調するフォント・デザインでの使用はできません。

正しい例 豊川市制施行80周年記念事業 「豊川って、豊かだ」キャンペーン

正しい例 市制施行80周年記念事業
「豊川って、豊かだ」キャンペーン

誤った例 市制80周年事業 「豊川って、豊かだ」キャンペーン

誤った例 ★豊川市制施行★80周年記念事業「豊川って、豊かだ」キャンペーン

誤った例 豊川市制施行80周年記念事業 「豊川って、豊かだ」キャンペーン

誤った例 80周年@豊川市記念事業 「豊川って、豊かだ」キャンペーン

3 記念ロゴのパターン

記念ロゴは次の2パターン（一体型／横並び）からお選びください。

【一体型】



【横並び】



もっと、ずっと、豊川。

～もっと 元気なとよかわを 目指して～

4 記念ロゴのカラー

記念ロゴのカラーは次の3種類（カラー／グレースケール／モノクロ）からお選びください。指定色以外での使用を希望される場合は、事前相談が必要です。

【カラー】



【グレースケール】



【モノクロ】



記念ロゴ

【ver.フルカラー】



M:93 Y:50

WEB #C72D53

DIC 584



C:60 M:10 K:10 ~ C:20 <グラデーション 角度-90度>

WEB #77AAD7 ~ #DAECFA

DIC グラデーションの為なし

【ver.白黒印刷】



K:100



K:43

キャッチフレーズ

【ver.フルカラー】



C:100 M:50

WEB #0068B3

DIC 578

【ver.白黒印刷】



K:100

5 記念ロゴのガイドライン

● アイソレーション範囲

ロゴのサイズは、ロゴ内にある「豊」を基準としアイソレーションを設けて表示する。

アイソレーションとは？

配置にあたり、他の要素の干渉によってロゴのブランドイメージを崩さないように、グラフィック要素や、画像の端より最小限の余白が必要となります。その不可侵領域（空白）をアイソレーションといいます。



※ロゴ内の「豊」と同サイズ分までアイソレーション



※ロゴ内の「豊」の50%サイズ分までアイソレーション

● 最小使用サイズ

ロゴの視認性を保つために、最小使用サイズ（25mm）を定めています。原則として、これ以下のサイズでの使用は避けてください。

● 禁止事項

ロゴの誤った使用は、イメージを損なう場合がありますので、以下に示す例の方法では使用しないでください。

①ロゴの縦横比率を変更



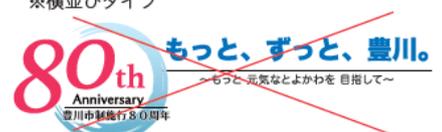
②レイアウトの調整・変更



③規定外の色の利用



④ロゴとキャッチフレーズの高さ・比率変更
※横並びタイプ



⑤柄・写真の上に被せる事



⑥ロゴ上に文字を追加する事



⑦商用目的の利用



⑧その他

- ・角度の変更
- ・影や効果の使用
- ・枠線をつけて使用
- ・回転して使用
- ・テキストなしで使用

6 申込手順

- 記念ロゴの使用は、次の手順で申し込んでください。
 - (1) 豊川市制施行80周年記念ロゴの使用に関する要綱、本マニュアルをご確認ください。
 - (2) 豊川市電子申請・届出システムへ必要事項を入力し送信してください。

【申込フォームURL】 https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyokawa-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=69559

【申込フォーム二次元コード】



- (3) 申込後、ダウンロード専用URLが自動で送信されますので、記念ロゴデータをダウンロードしてお使いください。
- (4) 記念ロゴの使用後、豊川市電子申請・届出システムへ使用報告と制作物の内容がわかる添付資料（写真等）を送信してください。

【使用報告URL】 https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyokawa-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=69560

【使用報告二次元コード】



- 注意事項
 - (1) 申込内容に疑義があった場合は、後日連絡します。
 - (2) 電子メールが受け取れない方には、記憶用媒体（CD-R等）でお渡ししますので、事前連絡の上豊川市企画部企画政策課（豊川市役所本庁舎2階）までお越しください。

7 お問い合わせ先

豊川市制施行80周年記念事業、記念キャッチフレーズ、記念ロゴ等に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

豊川市企画部企画政策課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2126 メール kikaku@city.toyokawa.lg.jp